岡山県立岡山城東高等学校自動販売機設置事業者公募仕様書

1　公募物件

物件番号	所在地	設置場所	設置場所の寸法		販売種類	位置図
			幅	奥行		
1	岡山市中区下110	校舎　西棟 生徒コモンホール前	170cm 以内	110cm 以内	アイスクリーム	①
	〃	校舎　西棟 生徒コモンホール前	120cm 以内	100cm 以内	栄養補助食品	②

※　自動販売機の機種によっては、商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合もあるため、それらに支障がないか、また、電気の子メーターを設置するスペースについても事前に設置場所の確認を行うこと。

2　設置条件

（１）使用済容器回収ボックスの設置

物件番号ごとに示した設置場所の寸法内に、自動販売機及び販売するアイスクリームの使用済容器の回収ボックスを１基以上設置すること。

（２）自動販売機の規格等

①　外色については、官公庁に設置することを考慮して奇抜な色・デザインを避け、公序良俗に反しないものであること。

②　可能な限りユニバーサルデザインであること。

③　ノンフロン対応機であること。

④　自動販売機の節電に取り組むこと。特に照明については、午後８時から翌朝午前８時の間、タイマーによる電気調節を行うこと。

⑤　転倒防止対策を施すこと。なお、設置場所の寸法には、自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等の寸法は含まないこととする。

（３）設置に当たり、自動販売機及び回収ボックス等について庁舎管理上必要な指導をしたときは、それに従うこと。

3　売上手数料率

売上手数料率は、８．０％以上とする。

4　販売価格

メーカー希望価格から１０円値引きした額とする。

5　行政財産使用許可

（１）行政財産使用許可申請の手続き

設置事業者に決定した者は、令和８年１２月１１日（金）から令和８年１２月１８日(金)（閉庁日を除く）までに、行政財産使用許可申請に係る書類を提出すること。

ア　提出書類　　※提出部数は各１通

(ｱ)　行政財産使用許可申請書（岡山県財務規則　様式第１１１号）

(ｲ)　設置場所の自動販売機、回収ボックス及び自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等の投影面積の分かる図面

(ｳ)　自動販売機の管理関係証明書（様式第６号）

(ｴ)　自動販売機の設置管理、商品補充等を行う者が設置事業者と異なる場合は、当該業務に関して両者間で締結された委託契約書又は協定書等の書類の写し

イ　手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とする。

（２）行政財産使用許可の期間

使用許可の期間は令和９年１月１日から令和９年１２月３１日の１年間とする。ただし、設置事業者の行政財産の使用状況を勘案し、行政財産の用途又は目的を妨げない限度において自動販売機の使用を許可することができると岡山県が判断した場合は、令和１０年１月１日から２年を限度に、引き続き使用許可を行う。

なお、使用許可の期間の満了前でも、岡山県が行政財産の用途又は目的のため必要が生じた場合は、使用許可を取り消すことがある。

また、行政財産使用許可書に記載された条件を遵守すること。

そして、県が行う工事等庁舎管理上の理由で自動販売機移設等の必要が生じた場合は、岡山県が指定した期日までに、設置者の負担により対応するものとする。

（３）行政財産使用料

自動販売機、回収ボックス及び自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等の投影面積により岡山県行政財産使用料徴収条例（昭和３９年条例第２０号）の定めるところにより算定した額をもって行政財産使用料とする。

なお、使用料は、年度ごとに岡山県が発行する納入通知書により、岡山県が指定する期日までに全額納入すること。

※参考　令和８年度の１㎡当たりの行政財産使用料（年額：円未満切り捨て）
岡山県立岡山城東高等学校西棟：４，４０６円／年
なお、条例の改正等により額が変更する場合がある。

６　売上手数料

（１）売上手数料は、各自動販売機に係る各月ごとの売上合計額に手数料率を乗じた額とする。

（２）設置事業者は、毎月、翌月１０日までに自動販売機ごとの売上単価、売上本数、売上合計額及び売上手数料が確認できる実績報告書を作成し、岡山県に提出すること。

（３）売上手数料は、各月ごとに岡山県が発行する納入通知書により、岡山県が指定する期日までに全額納入すること。

７　その他必要経費等

（１）自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等一切の費用は設置事業者の負担とする。

（２）自動販売機の運転に必要な光熱水費は、全額を設置事業者の負担とし、毎月岡山県が発行する納入通知書により、岡山県が指定する期日までに全額納入すること。

なお、電気使用料の額は、自動販売機設置事業者が設置する子メーターの指示値により計測した電気使用量に岡山県が契約する電気事業者の電気供給約款及び岡山県と電気事業者との契約に規定する電気料金単価により計算した額とする。

８　使用条件

使用期間前及び使用期間中は、次のことを遵守すること。

（１）自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

（２）販売品の搬入、使用済容器等廃棄物の搬出時間及び経路については、岡山県の指示に従うこととし、駐車位置については、西棟北側とすること。

（３）販売品目は、アイスクリーム、栄養補助食品とすること。なお、販売品目については、契約時に岡山県立岡山城東高等学校の了承を得ること。
（４）自動販売機１台につきアイスクリームは１０種類以上、栄養補助食品は６種類以上を販売すること。

９　維持管理責任

次のことを遵守すること。
（１）商品補充及び金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。
　なお、自動販売機の所有、設置管理、故障発生時等の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機を設置しようとする日までに、当該他者との間で委託契約又は協定等を締結していなければならないものとする。その場合にあっては、設置事業者として決定を受けた後、当該委託契約書又は協定書等の書類の写しを岡山県に提出すること。
（２）回収ボックス内にある使用済容器は、設置事業者の責任で適切に回収及びリサイクルをすること。
（３）衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守及び徹底を図るとともに、関係機関等への届出及び検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
（４）自動販売機の設置に当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。
（５）自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

10　原状回復

設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復すること。
なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を岡山県に請求することはできない。

11　参考データ

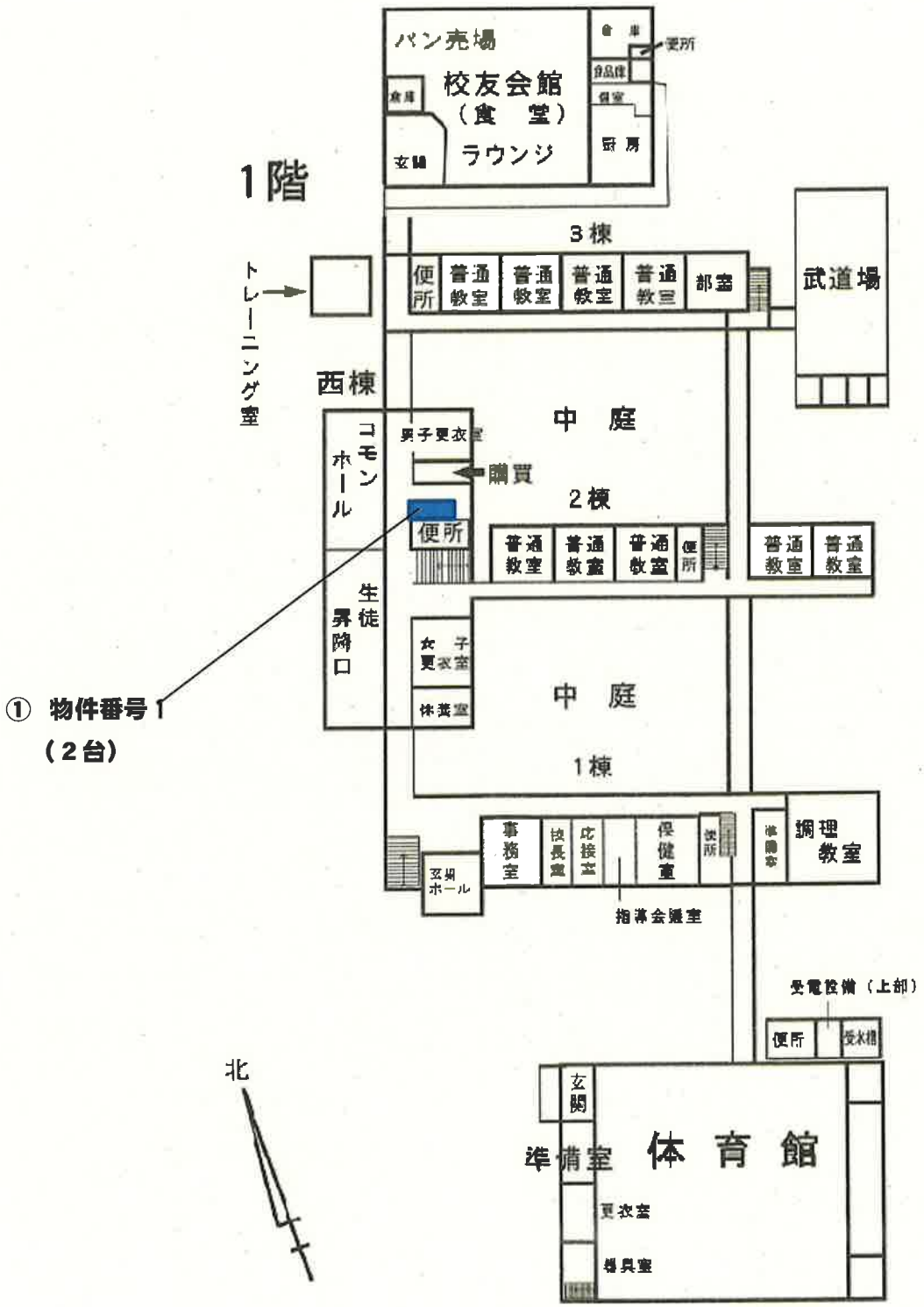
（１）　教職員及び生徒数（令和８年１０月１日現在）
　　教職員　１１１名
　　生徒　　９５４名

12　設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消す。
（１）正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
（２）設置事業者が公募に参加できる者の資格等に該当しなくなった場合
（３）岡山県に対して報告をせず又は虚偽の報告をした場合
（４）その他、岡山県が必要と認めた場合

13　その他

使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とする。



① 物件番号１
（２台）

岡山県立岡山城東高等学校
校舎配置図